

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年8月15日（令和4年（行個）諮問第5179号）

答申日：令和5年10月26日（令和5年度（行個）答申第5103号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「令和3年特定月日A及び特定月日B，特定労働基準監督署長宛て提出した特定事業場の労働基準法違反に関しての申告（健康診断未実施の件，時間外割増賃金未払いの件。担当：X氏）にかかわる申告処理台帳一式（申告から是正指導，是正指導報告書に至る一切の書面）。事業場名：特定事業場。所在地：東京都特定住所」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，東京労働局長（以下「処分庁」という。）が，令和4年2月24日付け東労発総個開第3-1476号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

私・請求人が開示を求めた文章が部分開示とされましたが，開示されなかった非開示部分の決定については「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ，個人の権利利益を保護する」という個人情報保護法の目的（同法1条）に反していると考えられ，知る権利（憲法21条）が侵害されたと受け止めました。従って，審査請求に係る処分を取消し，対象文書の全部を開示するよう求めます。（略）

##### ア 保有個人情報一部開示処分について

(ア) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条2号について

処分者は「開示請求に係る保有個人情報については，開示請求者

以外の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものが記載されており、法第14条2号に該当し、かつ、同条ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」としてこれを非開示とした。

しかし、処分者が不開示とした特定の個人と考えられるのは、特定労働基準監督署を来訪した被申告者の担当者、および、特定労基署における面接担当者である。

被申告者の担当者については申告者と同じ職場で働く5名のうちの一人であり、その者が特定労基署に来訪するのは、申告がなされた以上当然予定されることであって、何ら秘匿することではない。すなわち、同条2号イに該当すると言える。

また、特定労基署における面接担当者は、搜索などの強制処分をなす権限を有し刑法上も特別公務員と位置付けられる反面、国家賠償法上個人責任を問われない労働基準監督官である。こうした労働基準監督官については、同条2号が予定する個人ではない。また、その開示を認めなければ、国家賠償請求訴訟などを準備する際に、実行行為者が特定できず、事実の調査をなすうえで著しい支障が生じる。

よって、同条2号を適用した東京労働局長の判断は、請求人の知る権利及び裁判を受ける権利を侵害するものであって違憲違法であるから、取り消されなければならない。

(イ) 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律14条3号について

処分者は「当該保有個人情報には、事業場について担当官が作成若しくは入手した文書など法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって通例として開示しないこととされている情報が記載されており、同条第3号イ及びロに該当する」と判示した。

確かに、被申告者提出の資料154枚分が非開示とされている。また、本文処理経過の文中においても、特定事業場側の対応についてはおよそ9割方が墨塗となっている。

しかし、被申告者は特定団体であって、市場で競争する営利企業ではないので、開示によって害される「競争上の地位」やそれに類する「正当な利益」などはおよそ想定できない。また、「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって通例として開示しないこととされている情報」などというものは、申告者の知る権利保障の観点からは極めて限定的に解すべきで

ある。他方で、本件は、被申告者に勤務する申告者が、被申告者の時間外割増賃金不払いおよび健康診断未実施について申告したものである。そうした、労働者としての権利実現という正当な目的の申告については、裁判提訴を含めた権利行使のために開示されるべき必要性は高い。

したがって「同条第3号イ及びロに該当する」との東京労働局長の判断は、請求人の知る権利及び裁判を受ける権利を侵害するものであって違憲違法であるから、取り消されなければならない。

(ウ) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条3号(原文ママ)について

処分者は「当該保有個人情報は、開示することにより、労働基準監督機関が行なった手法等が明らかになる情報があり、労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、または助長する等監督指導事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが記載されており、同条5号及び第7号イに該当する」として非開示とした。

しかし、同条5号の規定は、刑事手続きに関する条項である。労働基準監督機関は、行政監督とともに刑事捜査も行うが、刑事告訴をすると行政申告は取り下げることとされているなど、両者は手続き上区別されている。したがって、行政申告についての本件に同条5号を適用することはそもそも誤りである。

その点を措いても、同条5号には「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」と規定されている。ところが、処分者は「公共の安全と秩序の維持」への支障や「相当の理由」について何ら言及していない。本件は、労働基準法違反の申告に関するものである。それに対する特定労働基準監督署の指導内容や手法が明らかになることは、一般予防効果の観点から「公共の安全と秩序の維持」にとってむしろ有益であって、何ら支障を生じるものではない。

また、処分者の言う「検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし」というのは、同条7号イの「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と同趣旨に処分者は使用していると考えられる。しかし、労働基準監督署の指導内容等(例えば違反条文など)が開示されると、「検査、犯罪捜査から逃れることが容易になったり、違法行為の発見が困難になるとは到底考えられない。

また、同年特定月日C、「申告者及び特定労働組合のYが来署」と記録されている箇所では、このやり取りに関して、監督官の対応

がマスクングされた箇所に続いて「本職より、Yの退席を求めた。」と結論が記載されている。このマスクングされた箇所は、監督官が申告者の所属する特定労働組合委員長Yに対して、健康診断に関してなした発言に係る個所である。特定労働組合は被申告者ではないため、「労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査」の対象ではない。よって、特定労働組合委員長Yに対してした発言に係る個所を開示しても、「労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、または助長する」ことにはならない。

さらに、労働基準監督官が、Y委員長に対して、未払い時間外割増賃金について時効を援用すると説明したことについて黒塗りとしている。しかし、時効を援用するのはあくまで被申告者である。それなのに、被申告者が時効を援用しないうちから労働基準監督官が時効を適用すると発言したことを巡ってやり取りとなったのである。

これらの発言を開示しても、「労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、または助長する」ことにはならない。

これらの、労働基準監督官とY委員長とのやり取りのマスクングは、いずれも、労働基準監督官の誤った発言を隠すためのものと考えられる外ない。

従って、同条5号および7号を適用した東京労働局長の判断は、「行政の適正かつ円滑な運営を図り（中略）、個人の権利利益を保護する」という個人情報保護法の目的（同法1条）を没却し、請求人の知る権利を侵害するものであって違憲違法であるから、取り消されなければならない。

## (2) 意見書

諮問庁厚生労働大臣の理由説明書に対して、以下の通り反論し、請求人の意見を述べる。

ア 「本件審査請求の経緯」について  
争わない。

イ 「諮問庁としての考え方」について  
一部のみ開示し、その余の部分は不開示を維持するとの考え方には不服である。全面開示を求める。

ウ 「理由」について

(ア) 本件対象個人情報について

諮問庁は「対象文書3の①及び4の①については、請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、請求人が申告した事案に関連して担当官が収集等した情報も含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない」と主張す

る。

この点については、3①は「是正確認欄」だが請求人の申告に対して是正したことを確認したものであるから、請求人が申告した事案に関連して担当官が収集等した情報である。

4①は「特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書」であるから「請求人が申告した事案に関連して担当官が収集等した情報」に他ならない。

よって、いずれも開示すべきである。

(イ) 不開示情報非該当性について

a 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

申告処理台帳及びその続紙が諮問庁の主張の内容であることは認める。

諮問庁は、対象文書の1の①記載の情報は「法第14条第2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」と主張する。しかし、「完結区分」「申告事項」「違反条文」「経過処理」欄の記載であるから、行政の公開の趣旨から定められた同号ハの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する。

さらに、諮問庁は、対象文書の1①記載の情報は「法第14条第3号イに該当する」と主張する。その理由として「これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とする。

しかし、当該事業場は特定団体の事務所であり、そこに勤務するものは5名しかおらず、請求人は特定役職としてその内部で勤務していたものである。内部の人間として多くの内部情報に接してきた請求人に対して内部情報を明らかにしても当該事業場の取引関係や人材確保の面等において当該事業場の正当な利益を害するとは到底考えられない。そもそも特定事業場は特定団体であり、他の団体と資本主義的競争の関係には立っていない。人材確保と言っても、特定役職は請求人をいれて2名のみであり、役員は選挙で選ばれるのであるから、内部情報を開示すれば人材確保が困難になるという状況ではない。

したがって、「法第14条第3号イに該当する」との諮問庁主張は失当である。

加えて、諮問庁は、対象文書1①記載の情報には「法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署に対して開示しないとの条件で任意に提出されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条第3号ロに該当する」と主張する。そのような情報かどうかは、開示されないため請求人には不明である。しかし、開示しないとの条件で任意に提供されたものであることについては、にわかに信用できない。労働基準監督署は強制力を持っていることから、開示しないとの条件がなくても任意に提供するのが通常である。

さらに、諮問庁は「これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関するに、正確な情報の把握を困難に」するから、法14条5号に該当すると主張する。しかし、広く公表するわけでもなく、請求人個人に開示するだけで「労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に、正確な情報の把握を困難に」するというのは飛躍が大きすぎる。

さらに諮問庁は「違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼす」から、法14条7号イに該当すると主張する。しかし、ここでも、広く公表するわけでもなく、請求人個人に開示するだけで、そこまでのおそれがあるというのは飛躍が大きすぎる。

そもそも、労働者である請求人に開示すると、それがなぜか使用者側に広がり、使用者が調査の手法を予想して労働基準法違反の犯罪を隠ぺいするようになる、という主張であり、荒唐無稽と言う他ない。

よって、これらの情報について不開示の要件に該当しないから、開示すべきである。

#### b 監督復命書（対象文書2）

監督復命書に、諮問庁主張の記載がなされることは認める。

##### (a) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の

##### (b) 以外の部分

諮問庁は「対象文書2の①には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法第14条第2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」と主張する。

しかし、2①は、監督復命書の「監督種別」欄、「監督年月日」欄等であり、「面接者氏名」以外は、同号ハの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する。

次に、諮問庁は、対象文書2①の「簡潔（原文ママ）区分」欄等記載の情報は「法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法第14条3号イに該当する」と主張する。

しかし、前述の通り、当該事業場は特定団体の事務所であり、そこに勤務するものは5名しかおらず、請求人は特定役職としてその内部で勤務していたものである。内部の人間として多くの内部情報に接してきた請求人に対して内部情報を明らかにしても当該事業場の取引関係や人材確保の面等において当該事業場の正当な利益を害するとは到底考えられない。そもそも特定事業場は特定団体であり、他の団体と資本主義的競争の関係には立っていない。人材確保と言っても、特定役職請求人をいれて2名のみであり、役員は選挙で選ばれるのであるから、内部情報を開示すれば人材確保が困難になるという状況ではない。

したがって、「法第14条第3号イに該当する」との諮問庁主張は失当である。

また、処分庁は「完結区分」欄の「情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法第14条第3号ロに該当する」と主張する。

しかし、開示しないとの条件で任意に提供されたものであることについては、にわかに信用できない。労働基準監督署は強制力を持っていることから、開示しないとの条件がなくても任意に提供するのが通常である。

処分庁は、「これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり」云々と記載されている。

しかし、これは、「特定事業場が特定労働基準監督署」がなれ合いで関係資料を提出させてきたとし、それを開示すると、特定事業場が非協力的となって法違反の隠ぺいに走るといふ、違法な実態を前提とするものである。労働基準監督署は行政機関として法の執行に責任を持つべきであり、なれ合いの関係を前提とすべきではない。このような場合は、法14条5号及び7号イが予定したものと解されないから、各号を適用する諮問庁の意見は失当である。

この点に関わって、諮問庁が引用する最高裁平成17年10月14日決定は、労災に関する災害調査復命書に関する決定であるが、以下の通り判示した。

まず「(ア) 本件文書には、被告会社の代表取締役や労働者らから聴取した内がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、本件調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、(イ) 調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり(労働安全衛生法91条、94条)、労働基準監督署長等には、事業者、労働者等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる権限があり(同法100条)、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていること(同法120条4号、5号)などにかんがみると」としている。労働基準法違反でも、調査担当者や労働基準監督署長には同様の権限がある。続けて判決は「〈1〉の情報に係る部分が本案事件において提出されても、関係者の信頼を著しく損なうことになるということとはできないし、以後調査担当者が労働災害に関する調査を行うに当たって関係者の協力を得ることが著しく困難となるということもできない。また、上記部分の提出によって災害調査復命書の記載内容に実質的な影響が生ずるとは考えられない。したがって、〈1〉の情報に係る部分が本案事件において提出されることによって公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが具体的に存在するということとはできない。」と判示する。この「公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」は民訴法220条4号ロの要件であるが、行政機関個人情報保護法14条5号及び7号に相当する。

よって、これらの情報は開示されるべきである。

(b) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

判決及びこれに関する担当官の意見に関する諮問庁の説明については、争わない。

しかし、諮問庁は『要再監』や『要確認』の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行なっている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある」という理由から「いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない」としている点は、問題である。実際に事業場がそのような判決を受けた以上、事業場の労働基準法違反によって権利を侵害されたために申告した当事者にはそれを開示し、実際に「当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行なっている」かの検証を申告当事者からの情報も得て行い、是正・改善を促進すべきである。

さらに、諮問庁は「署長判決」欄が公にされたことによって、事業場が「是正意欲をなくすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠ぺいにつながることになりかねず」とするが、逆であって、それが公にされれば、事業場の労働者の監視のもとに是正が推進されるのである。それに反する違法な事業場の意向に配慮するような諮問庁の意見は論外である。そのような事態は、法14条5号及び7号が前提としたものとは解されないから、各号を適用する諮問庁の意見は失当である。

さらに、諮問庁は、災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、行政内部の意思形成過程に関する情報である、とする。

しかし、諮問庁が引用する最高裁平成17年10月14日決定は「民訴法220条4号ロにいう『その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある』とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解すべきである。」と判示している。よって、署長判決というだけでは「公務の遂行に著しい支障を生ずる」（これは、法14条5号、6号及び7号イに相当する）に該当するとはいえず、署長判決

の「記載内容から見てそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解すべきである。」と言える。

そして、「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれの存在することが具体的に認められる」とは言えないことは、前述したとおりである。

よって、これらの情報は開示されるべきである。

c 担当官が作成または収集した文書

対象文書3②に含まれる情報について、諮問庁は「法第14条第2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」と主張する。請求人はそれらの情報を見られないために、諮問庁の主張が正しいかどうかを判断できないが、「面接者氏名」以外は、同号ハの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当すると言える。

また、諮問庁は「その指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあることから、これらの情報は、法第14条第3号イに該当する」と主張する。しかし、そもそも特定事業場は特定団体であり、他の団体と資本主義的競争の関係には立っていない。その指導内容の申告労働者への開示は、申告労働者の働きかけにより、事業場の自主的な改善を促進する役割を果たす。よって、諮問庁の主張は誤りであり、これらの情報は法14条3号イに該当しない。

処分庁は「指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり」云々と記載されている。

しかし、これは、情報を開示すると、特定事業場が非協力的となって法違反の隠ぺいに走り、犯罪捜査から逃れるという、違法な実態を前提とするものである。労働基準監督署は行政機関として法の執行に責任を持つべきであり、法違反の隠ぺい行為は厳正に取り締まることによって対処すべきである。そのような場合は、法14条3号ロ、5号及び7号イが前提としたものとは解されないから、各号を適用する諮問庁の意見は失当であ

る。

よって、これらの情報は開示されるべきである。

d 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）

諮問庁は「対象文書4には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、法第14条第2号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない」と主張する。

しかし、その場合も、法15条2項の以下の規定「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」を用いればよいのである。

さらに、諮問庁は「これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法第14条第3号ロに該当する」と主張する。

しかし、開示しないとの条件で任意に提供されたものであることについては、にわかに信用できない。労働基準監督署は強制力を持っていることから、開示しないとの条件がなくても任意に提供するのが通常である。

さらに、諮問庁は「労働基準監督官が申告内容に応じて行なった調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にする恐れもある」と主張する。しかし、「労働基準監督官が申告内容に応じて行なった調査」は毎年膨大になされており、労働基準監督機関側の内部書類ならともかく、特定事業場の提出書類を開示することで「刑事捜査から逃れることを容易にする」ほど「調査の着眼点が明らかになる」とは到底考えられない。

諮問庁は、最高裁昭和53年10月4日判決を参考にして「労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うにあたり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定される」と主張する。しかし、特定事業場からの提出文書の開示は、前述の通り、犯罪予防活動と直接の関係はない。

### (ウ) 裁量開示について

法16条には「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」との裁量開示の規定がある。

現在、請求人は所属する労働組合を通じて特定事業場と団体交渉を行い、その不誠実性をただすために不当労働行為救済申し立てを行っている。請求人所属組合の“特定事業場による支配介入”との主張事実の1つが、特定事業場による、請求人の所属組合活動としての本件労働基準監督署申告に対する報復である。よって、請求人の団結権が特定事業場によって侵害されている状態にあるが、その権利を保護するために、本件不開示情報の開示が特に必要であると認められる。

それに対して、諮問庁は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）については「これらの情報は、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され」と主張する。しかし、上記の通り、当該事業場による権利侵害に鑑み、裁量開示とした旨を説明すればよいのである。違法行為を犯している当該事業場が損害賠償を請求することの方が信義則違反であるというべきである。

したがって、少なくとも本件の非開示情報について裁量開示がなされなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人（以下、第3において「請求人」という。）は、開示請求者として、令和4年1月25日付け（同日受付）で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、請求人がこれを不服として、令和4年5月16日付け（同月17日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条

項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

### 3 理由

#### (1) 本件対象文書について

本件対象保有個人情報とは、請求人が特定労働基準監督署に対して申告した事案に係る申告処理台帳一式（別表に掲げる文書番号1から5までの文書（以下「対象文書」という。））に記録された請求人を本人とする保有個人情報である。

対象文書3の①及び4の①については、請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、請求人が申告した事案に関連して担当官が収集等した情報も含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

なお、仮に対象文書の4の①が保有個人情報に該当したと判断された場合においても、下記(2)エに記載のとおりであり、不開示情報に該当する。

#### (2) 不開示情報該当性について

##### ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書の1の①には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されて

いることから、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

また、対象文書の1の①には、当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

さらに、これらの情報には法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署に対して開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条2号、3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### イ 監督復命書（対象文書2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

(ア) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の（イ）以外の部分

対象文書2の①には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しない。

次に、対象文書2の①の監督復命書の「完結区分」欄等には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

対象文書2の②の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」又は「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」も同様。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」又は「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」又は「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14号3号イに該当する。

また、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたこ

とによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イに該当することに加え、同条5号、6号及び7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### ウ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書3）

対象文書3は、担当官が監督指導のために必要であるとして作成又は収集した文書である。

対象文書3の②には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、対象文書3の②には労働基準監督官が行った監督指導の手法

や詳細、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合にその指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないと条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽をおこなう恐れがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

エ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）

対象文書4は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。

対象文書4には、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、対象文書4には、当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなる。事業場が労働基準監督署の指導に応じて何を提供したかという情報自体が、指導を受ける側としては秘匿されるべき重要な内部情報であるところ、仮に提出した事実

について関係者以外に把握されていない情報が開示されることとなれば、当該事業場の人材確保や危機管理の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

さらに、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。なお、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとは、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体が、開示しないとの条件を付しているものである。

加えて、これらの情報は、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、同条5号及び7号イに該当する。

特に同条5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（参考 最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示としている部分のうち、対象文書1の②、2の③及び3の③については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 請求人の主張について

請求人は審査請求において、「非開示部分の決定については「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する」という個人情報保護法（原文ママ）の目的（同法第1条）に反していると考えられ、知る権利（憲法21条）が侵害されたと受け止めました。従って、審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求めます。」等と主張しているが、上記3（2）で述べたとおり、法12条1項に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3（3）に掲げる部分は法14条各号に該当しないことから新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項について法14条6号を加えた上で、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年8月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 審議
- ④ 同年10月31日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年10月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項を、法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イに改めた上

で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表の文書番号3の①欄（通番4）及び4の①欄（通番6）に掲げる文書について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報が記載されているとは認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

- (1) 通番4は、担当官が作成・収集した文書の「是正確認」欄の一部である。「是正確認」欄の一部は、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

- (2) 通番6は、特定事業場から特定監督署に提出された文書の一部であり、具体的には、審査請求人以外の労働者に係る出勤記録及び検診結果報告書である。

当該文書は、審査請求人の申告事項である健康診断の未実施及び割増賃金未払の調査過程において収集された資料であり、申告事項の調査に当たり収集されたものと認められ、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

## 3 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

### ア 通番1及び通番2

通番1は、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙の記載の一部であり、通番2は監督復命書の記載の一部である。

このうち、通番2の「監督重点対象区分」欄は空欄である。同欄以外の部分は、特定労働基準監督署の担当官と特定事業場担当者の事務的なやり取りや調査結果が含まれるが、原処分において開示されている情報と同様の情報であるか、労働関係法令に関する一般的な説明事項であることから、審査請求人が知り得る情報又は推認でき

る情報であると認められる。

当該部分は、これらを開示しても特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるものとも認められない。

さらに、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、当該部分には法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報は含まれていない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3は、監督復命書の署長判決欄及び参考事項・意見欄の記載部分である。

当該部分は、調査の結果判明した事項や担当官の判断に関する記載等であるが、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、さらに、行政機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号、6号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番5は、特定監督署担当官が作成・収集した文書であり、特定事業場宛てに発出した文書の控え又は写しの一部である。当該部分は、審査請求人の申告内容に関する一般的な事柄及び書留郵便を発送した際の郵便局受領印であり、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。また、当該部分には、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認めら

れない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番7は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。当該部分は、特定事業場から審査請求人に出された文書及び特定事業場が入居する建物の警備記録（以下「警備記録」という。）の一部である。当該部分は、特定事業場の従業員である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また、当該部分には、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものが記載されているが、上記のとおり慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められ、同号ただし書イに該当する。さらに、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

(ア) 通番1及び通番2の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督官と特定事業場の担当者との具体的なやり取りの内容や労働基準監督署における処理方針等が記載されている。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

また、当該部分は、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とす

ることが妥当である。

- (イ) 通番5②aは、当該臨検監督等の過程で、担当官が作成又は収集した文書であり、当該監督指導に係る手法、検討途中の内容や担当官の判断等が含まれている。これらを開示すると、特定労働基準監督署が行う調査手法・着眼点等が明らかとなり、検査等の性格を持つ労働基準監督機関が行う調査指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番5②bは、指導票の控えに記載された、特定事業場関係者の自署である。通番6は、特定事業場から提出された資料のうち、審査請求人以外の労働者に係る出勤記録及び検診結果報告書である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (エ) 通番7は、特定労働基準監督署調査官の調査に当たり、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料である。

当該部分のうち、警備記録に記載された審査請求人以外の者の署名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、審査請求人が直接関与していない手続において行われた署名であり、審査請求人が当該署名をした者の氏名を知り得る場合であっても、その署名まで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

通番7のその余の部分は、一般に公にしていなない特定事業場の内部管理情報であると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ、5号、6号及び7号イ該当性について

通番3「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の不開示部分は、特定労働基準監督署における監督指導に係る労働基準監督官の対応方針であり、特定労働基準監督署の調査手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イとした決定について、諮問庁が、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表に掲げる通番4は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示とすることは妥当であり、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性等

1 文書番号，文書名及び頁		2 諮問庁が不開示を維持している部分		3 2 欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法 1 4 通 条 各 号 該 当 性 等		
1	申告 処理 台帳 及び 申告 処理 台帳 続紙	1 な いし 2 7  ① 1 頁「完結区分」欄，「申告事項」欄，「違反条文」欄，6 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目，7 頁「処理経過」欄 1 行目 8 文字目ないし 1 9 文字目，2 行目，7 行目 2 文字目ないし最終文字，1 3 行目，1 7 行目ないし 2 3 行目，2 5 行目ないし 2 8 行目 1 2 文字目，2 9 行目ないし 3 1 行目，8 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 9 文字目，2 行目 1 2 文字目ないし最終文字，4 行目 1 1 文字目ないし最終文字，5 行目 1 2 文字目ないし 3 1 文字目，2 1 行目ないし 2 2 行目，2 4 行目 1 文字目ないし 5 文字目，2 6 行目 1 2 文字目ないし 3 1 文字目，2 8 行目ないし 3 2 行目，9 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 2 6 文字目，1 5 文字	2 号， 3 号イ 及び ロ，5 号並び に 7 号 イ	1	6 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目，1 9 文字目ないし 2 1 文字目，7 頁「処理経過」欄 2 行目，1 3 行目，8 頁「処理経過」欄 5 行目 1 2 文字目ないし 3 1 文字目，2 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目，1 3 文字目ないし最終文字，2 2 行目，2 6 行目 1 2 文字目ないし 3 1 文字目，9 頁「処理経過」欄 3 行目 2 7 文字目ないし 4 行目，9 行目 2 文字目ないし 1 0 文字目，1 7 行目 2 文字目ないし最終文字，3 0 行目 2 文字目，3 文字目，3 1 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目，1 3 頁「処理経過」欄 3 2 行目 7 文字目ないし 1 8 文字目，1 6 頁「処理経過」欄 7 行目，2 5 行目ないし 2 6 行目 1 7 文字目，1 7 頁「処理経過」欄 1 2 行目 3 1 文字目ないし最終文字，2 0 頁「処理経過」欄 2 2 行目，2 3 行目，2 7 頁「処理経過」欄 2 1 行目

		<p>目ないし 2 1 文字目，  3 行目ないし 5 行目 3  文字目， 7 行目 1 文字  目ないし 8 行目最終文  字， 9 行目， 1 0 行目  6 文字目ないし 1 9 文  文字目， 3 3 文字目ない  し 1 1 行目 2 0 文字  目， 1 2 行目ないし 2  1 行目 8 文字目， 2 4  文字目ないし 3 6 文字  目， 2 4 文字目ないし  3 1 行目 1 3 文字目，  1 0 頁「処理経過」欄  1 行目ないし 6 行目，  8 行目 6 文字目ないし  2 1 文字目， 9 行目 1  文字目ないし 8 文字  目， 1 1 行目ないし 1  2 行目， 1 1 頁「処理  経過」欄 2 0 行目 8 文  文字目ないし 9 文字目，  2 1 行目ないし 2 2 行  目 3 文字目， 1 1 文字  目ないし 2 3 行目 3 文  文字目， 1 3 頁「処理経  過」欄 2 5 行目ないし  2 6 行目， 2 9 行目な  いし 3 1 行目， 3 2 行  目 7 文字目ないし 1 8  文字目， 1 4 頁「処理  経過」欄 2 行目 3 9 文  文字目ないし 3 行目 2 6  文字目， 1 1 行目 1 2  文字目ないし最終文  字， 1 2 行目ないし 2  0 行目， 1 6 頁「処理</p>		
--	--	--	--	--

		<p>経過」欄7行目18文字目ないし28文字目，10行目12文字目ないし29文字目，25行目1文字目ないし28行目10文字目，17頁「処理経過」欄10行目34文字目ないし12行目，18頁「処理経過」欄1行目ないし2行目，5行目ないし6行目，7行目19文字目ないし31文字目，9行目16文字目ないし11行目15文字目，12行目ないし15行目，17行目15文字目ないし21行目，23行目6文字目ないし24行目38文字目，26，4文字目ないし27行目，19頁「処理経過」欄1行目ないし2行目，3行目14文字目ないし29文字目，4行目2文字目ないし4文字目，6文字目ないし13文字目，5行目ないし9行目，13行目ないし18行目，20頁「処理経過」欄15行目ないし19行目，22行目ないし23行目，25行目ないし29行目，21頁「処理経過」欄1</p>		
--	--	---	--	--

		<p>行目ないし3行目，5  行目ないし11行目，  22頁「処理経過」欄  1行目ないし3行目，  5行目ないし6行目，  7行目9文字目ないし  12行目，13行目1  8文字目ないし24行  目，26行目ないし2  8行目，23頁「処理  経過」欄1行目ないし  3行目1文字目，4行  目8文字目ないし21  文字目，5行目18文  字目ないし7行目，9  行目ないし11行目，  13行目ないし26行  目4文字目，27行目  1文字目，29行目な  いし32行目，26頁  「処理経過」欄1行目  28文字目ないし3行  目，12行目ないし1  4行目，17行目，1  8行目39文字目ない  し19行目3文字目，  20行目ないし21行  目14文字目，22行  目ないし24行目，2  6行目ないし27行  目，27頁「処理経  過」欄1行目ないし2  行目，4行目ないし5  行目，7行目6文字目  ないし8行目1文字  目，21行目，「措  置」欄1枠目</p>		
--	--	---	--	--

			②①以外の部分（原処分における非開示箇所に限る。）	新たに開示	—	—
2	監督復命書	28, 29, 31, 32	① 28頁「監督種別」欄，「監督年月日」欄，「監督重点対象区分」欄，「参考事項・意見」欄4行目ないし5行目2文字目，26文字目ないし最終文字，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄1枠目，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄1枠目，「面接者職氏名」欄，「別添」欄，29頁「監督種別」欄，31頁「完結区分」欄，「監督重点対象区分」欄，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄2枠目，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄1ないし2枠目，「面接者職氏名」欄，32頁「参考事項・意見」欄1行目ないし3行目35文字目	2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	2	28頁「監督種別」欄，「監督年月日」欄，「監督重点対象区分」欄，「参考事項・意見」欄4行目1文字目ないし5行目2文字目，29頁「監督種別」欄，31頁「監督重点対象区分」欄
			② 28頁「署長判決」欄，29頁「参考事項・意見」欄1行目，31頁「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄2行目1文字目ないし6文字	3号イ，5号，6号及び7号イ	3	28頁「署長判決」欄，29頁「参考事項・意見」欄1行目9文字目ないし25文字目，31頁「署長判決」欄日付部分，「参考事項・意見」欄2行目1文字目ないし6文字

			目, 38文字目ないし5行目最終文字, 32頁「参考事項・意見」欄6行目			目, 38文字目ないし4行目29文字目
			③ ①, ②以外の部分(原処分における不開示部分に限る。)	新たに開示	—	—
3	担当官等が作成・収集した文書	30, 33, 34, 44	① 30頁「是正確認」欄(表頭部分を除く)	保有個人情報非該当	4	—
			② a 30頁(上記①の箇所を除く。), 33頁10行目14文字目ないし19文字目, 12行目1文字目ないし13行目最終文字, 14行目1文字目ないし10文字目, 18文字目ないし16行目最終文字, 17行目1文字目ないし21文字目, 18行目15文字目ないし19行目1文字目, 20行目1文字目ないし22行目最終文字, 35頁ないし39頁, 40頁14行目, 19行目ないし31行目, 「書留・特定記録郵便物等受領証」書式中の「お問い合わせ番号」欄, 受付郵便局の受領印部分, 41頁14行目, 19行目ないし31行目, 42頁14行目, 19行目ないし31行目	2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	5	33頁12行目ないし14行目10文字目, 15行目15文字目ないし17行目21文字目, 18行目15文字目ないし30文字目, 40頁「書留・特定記録郵便物等受領証」書式中の受付郵便局の受領印部分

			②b 33頁「受領年月日，受領者職氏名」欄（日付部分を除く。）			
			③①，②以外の部分	新たに開示	—	—
4	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書	43ないし304	①71頁，191頁ないし195頁	保有個人情報非該当（又は2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ）	6	—
			②①以外の部分	2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	7	45頁，59頁，72頁ないし182頁の文書タイトル，日付，曜日及び天気欄，上から10枠目及び15枠目（72頁ないし75頁，77頁ないし80頁，83頁ないし86頁，89頁ないし92頁，96頁ないし98頁，101頁，102頁，104頁ないし107頁，109頁，111頁，118頁，122頁，144頁，146頁，152頁，158頁，160頁，162頁，168頁，169頁，175頁，179頁，180頁及び182頁の出勤欄署名部分並びに85頁，86頁，93頁，100頁，106頁，12

					2 頁（左側）， 1 5 7 頁， 1 7 7 頁， 1 7 9 頁， 1 8 0 頁（左側）， 1 8 1 頁及 び 1 8 2 頁の退出欄署名部 分を除く）， 1 8 1 頁特記 事項欄記載部分， 1 8 2 頁 特記事項記載部分
--	--	--	--	--	---

- 注 1 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号 1 ないし文書番号 5 の 1 枚目ないし 3 0 4 枚目にページ 1 ないし 3 0 4 と付番したものを「頁」として記載している。
- 2 原処分において不開示部分のない，文書番号 5 の記載は省略している。
- 3 下線部は当審査会事務局において誤字を修正した。
- 4 上表 2 欄の「該当箇所」の記載方法について，一部当審査会事務局において整理している。